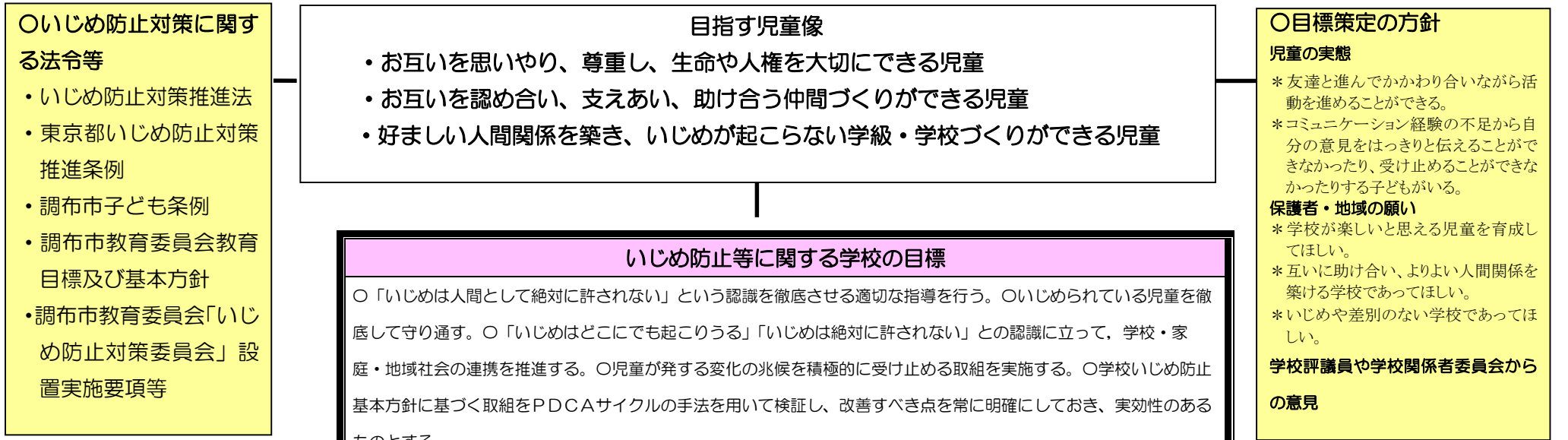


平成30年度 調布市立八雲台小学校「学校いじめ防止対策基本方針」



○教職員の指導力の向上

- 生活指導部が主催するいじめの未然防止のための資料を活用した研修会を年3回実施する。

○学校の組織的対応

- 管理職+必置四主任+各学年主任：いじめ防止対策委員会（運営委員会）を設置し、学期始め及び学期終わりに検討会議を設定する。
- ふれあい週間を活用し、アンケートを実施して、子供一人一人の状況を把握し、いじめの実態を把握する。

○スクールカウンセラーとの連携

- 児童の実態及び友人関係情報の共有化。5年生との全員面接の実施。
- 相談に対して学級や学年での個人へのアプローチやケアの検討。

○保護者・地域との連携

- 保護者との連絡帳や電話、面談等での情報収集。
- PTA 等との連絡・情報の収集と連携。

具体的ないじめへの対応（早期発見、重大事態への対応）

生活指導主任会報告内容「B事案」の場合（いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合）

<p>① 実態把握の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録する 個々に聞き取りを行う。 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。 ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。 	<p>② 指導・支援の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会の設置。 管理職+必置四主任+各学年主任：問題対策委員会にて以下5点の方針を決定。 指導のねらいを明確にする。 すべての教職員の共通理解を図る。 対応する教職員の役割分担を考える。 教育委員会、関係機関との連携を図る。 いじめられた児童を徹底して守り、見守る体制を整備する。（登下校時・休み時間・清掃時間・放課後等） 	<p>③ <被害児童の支援></p> <ul style="list-style-type: none"> 訴えてきたことを温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。 いじめられている内容や、つらい思いなどを親身になって聞くことにより安心感をもたせる。 本人の活躍を認め励ますことによって、自信をもたせる。 <p><加害児童の指導></p> <ul style="list-style-type: none"> 毅然とした態度で臨み、いじめをやめさせる。 いじめていることが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかということ気付かせる。 いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図り、教師との信頼関係をつくる。 よい行いを積極的に見つけてほめる。
--	--	--

*** 重大事態への対処**

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

- ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
- ②被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討、実施
- ③加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討
- ④警察や児相等との連携
- ⑤緊急保護者会の開催

生活指導主任会報告内容「C事案」の場合（教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合）

- 「八雲台小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。
学校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、担任、その他校長が必要と認めるものから構成
- 関係諸機関との連携
連携機関⇒（指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等）

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	[各学年、教科全般に渡っていじめを未然に防ぐための取組を年間を通して実施する]										「いのちと心の教育」 月間	
生活指導	問題対策委員会→ いじめ相談窓口→	ふれあい週間 あいさつ運動		いじめ研修会				ふれあい週間 あいさつ運動			ふれあい週間	
学校行事	入学式 始業式	運動会	道徳地区公開講座		始業式		2・4年合同遠足	1771ｽﾀ	学芸会		始業式	なわとび大会 卒業式
特別活動	集団生活のルール たてわり活動・特支交流→					募金活動	1771ｽﾀ	学芸会	人権週間	いじめ防止スローガン（代表委員会） 6年生を送る会		
道徳	信頼・友情 思いやり					個性伸長			生命尊重			
家庭・地域	保護者会（学校説明会）		自転車安全教室	夏祭り					地域懇談会		さくら祭り	

